目 次

	~~~·	シ
序.	文····································	1
1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	種類及び記号	2
4	製造方法	2
5	化学成分	3
6	外観,形状,寸法及びその許容差	4
6.1	熱間圧延棒鋼及び線材	4
6.2	熱間圧延鋼板及び鋼帯並びに冷間圧延鋼板及び鋼帯	7
6.3	熱間圧延平鋼	7
6.4	その他の鋼材	7
7	試験	7
7.1	分析試験	7
7.2	その他の試験	7
8	検査	8
	表示	
10	報告	
附	冨書 JA(参考)JIS と対応する国際規格との対比表	9

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本鉄鋼連盟(JISF)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS G 4053:2003 は改正され、この規格に置き換えられ、また、JIS G 4202:2005 は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は, 著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に 抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許 権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任は もたない。

JIS G 4053 : 2008

## 機械構造用合金鋼鋼材

## Low-alloyed steels for machine structural use

#### 序文

この規格は、1987年に第1版として発行された ISO 683-1 及び ISO 683-11 並びに第2版として発行された ISO 683-10 を基に技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。また、JIS G 4202:2005 として規定されていたアルミニウムクロムモリブデン鋼鋼材は、機械構造用合金鋼鋼材として位置付けられるため、今回の改正によってこの規格に統合することにした。

なお、この規格で側線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表に その説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

#### 1 適用範囲

この規格は、主として熱間圧延、熱間鍛造など、熱間加工によって製造される機械構造用合金鋼鋼材(以下、鋼材という。)について規定する。この鋼材は、通常、更に鍛造、切削などの加工及び熱処理又は窒化処理を施して使用される。

- **注記1** 鋼板・鋼帯の場合は,熱間加工によって製造されたもの以外に,厚さによっては冷間圧延したものを含むことがある。
- 注記2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。
  - ISO 683-1:1987, Heat-treatable steels, alloy steels and free-cutting steels—Part 1:Direct-hardening unalloyed and low-alloyed wrought steel in form of different black products
  - ISO 683-10:1987, Heat-treatable steels, alloy steels and free-cutting steels—Part 10: Wrought nitriding steels
  - ISO 683-11:1987, Heat-treatable steels, alloy steels and free-cutting steels—Part 11: Wrought case-hardening steels(全体評価:MOD)

なお、対応の程度を表す記号(MOD)は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、修正していることを示す。

#### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの 引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS G 0320 鋼材の溶鋼分析方法

JIS G 0321 鋼材の製品分析方法及びその許容変動値

JIS G 0404 鋼材の一般受渡し条件

JIS G 0415 鋼及び鋼製品-検査文書

JIS G 0551 鋼ー結晶粒度の顕微鏡試験方法

JIS G 0553 鋼のマクロ組織試験方法

JIS G 0555 鋼の非金属介在物の顕微鏡試験方法

JIS G 0556 鋼の地きずの肉眼試験方法

JIS G 0558 鋼の脱炭層深さ測定方法

JIS G 0561 鋼の焼入性試験方法(一端焼入方法)

JIS G 0901 建築用鋼板及び平鋼の超音波探傷試験による等級分類と判断基準

JIS G 3141 冷間圧延鋼板及び鋼帯

JIS G 3191 熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状, 寸法及び質量並びにその許容差

JIS G 3192 熱間圧延形鋼の形状, 寸法, 質量及びその許容差

JIS G 3193 熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状, 寸法, 質量及びその許容差

JIS G 3194 熱間圧延平鋼の形状, 寸法, 質量及びその許容差

JIS Z 2241 金属材料引張試験方法

JIS Z 2242 金属材料のシャルピー衝撃試験方法

JIS Z 2243 ブリネル硬さ試験-試験方法

JIS Z 2244 ビッカース硬さ試験-試験方法

JIS Z 2245 ロックウェル硬さ試験-試験方法

JIS Z 2320-1 非破壞試験一磁粉探傷試験一第1部:一般通則

JIS Z 2344 金属材料のパルス反射法による超音波探傷試験方法通則

#### 3 種類及び記号

鋼材の種類は40種類とし、その記号は、表1による。

#### 表 1-種類の記号

種類の記号	分類	種類の記号	分類	種類の記号	分類	種類の記号	分類
SMn420	マンガン鋼	SCM415	クロムモリ	SNC236	ニッケルク	SNCM616	ニッケルク
SMn433		SCM418	ブデン鋼	SNC415	ロム鋼	SNCM625	ロムモリブ
SMn438		SCM420		SNC631		SNCM630	デン鋼
SMn443		SCM421		SNC815		SNCM815	
SMnC420	マンガンク	SCM425		SNC836		SACM645	アルミニウ
SMnC443	ロム鋼	SCM430		SNCM220	ニッケルク		ムクロムモ
SCr415	クロム鋼	SCM432		SNCM240	ロムモリブ		リブデン鋼
SCr420		SCM435		SNCM415	デン鋼		
SCr430		SCM440		SNCM420			
SCr435		SCM445		SNCM431			
SCr440		SCM822		SNCM439			
SCr445				SNCM447			

注記 1 SMn420, SMnC420, SCr415, SCr420, SCM415, SCM418, SCM420, SCM421, SCM425, SCM822, SNC415, SNC815, SNCM220, SNCM415, SNCM420, SNCM616 及び SNCM815 は, 主として, はだ焼用に使用する。注記 2 SACM645 は, 表面窒化用に使用する。

#### 4 製造方法

製造方法は、次による。

- a) 鋼材は、キルド鋼から製造する。
- b) 鋼材は、特に指定のない限り、鍛錬成形比 4S 以上に圧延又は鍛造をする。ただし、鍛造又は圧延用 の鋼片で鍛錬成形比が 4S 未満の場合は、あらかじめ受渡当事者間で協定しなければならない。
- c) 鋼材は、特に指定のない限り、熱間圧延又は熱間鍛造のままとする。ただし、鋼板及び鋼帯については、受渡当事者間の協定によって冷間圧延及び/又は熱処理してもよい。

## 5 化学成分

鋼材は、7.1の試験を行い、その溶鋼分析値は表2による。

#### 表 2一化学成分

単位 %

				1				<u> 単位 %</u>
種類の記号	С	Si	Mn	P	S	Ni	Cr	Мо
SMn420	0.17~0.23	0.15~0.35	1.20~1.50	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.35 以下	_
SMn433	0.30~0.36	0.15~0.35	1.20~1.50	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.35 以下	_
SMn438	0.35~0.41	0.15~0.35	1.35~1.65	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.35 以下	_
SMn443	0.40~0.46	0.15~0.35	1.35~1.65	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.35 以下	_
SMnC420	0.17~0.23	0.15~0.35	1.20~1.50	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.35~0.70	_
SMnC443	0.40~0.46	0.15~0.35	1.35~1.65	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.35~0.70	_
SCr415	0.13~0.18	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	_
SCr420	0.18~0.23	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	_
SCr430	0.28~0.33	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	_
SCr435	0.33~0.38	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	_
SCr440	0.38~0.43	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	_
SCr445	0.43~0.48	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	
SCM415	0.13~0.18	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	0.15~0.25
SCM418	0.16~0.21	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	0.15~0.25
SCM420	0.18~0.23	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	0.15~0.25
SCM421	0.17~0.23	0.15~0.35	0.70~1.00	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	0.15~0.25
SCM425	0.23~0.28	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	0.15~0.30
SCM430	0.28~0.33	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	0.15~0.30
SCM432	0.27~0.37	0.15~0.35	0.30~0.60	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	1.00~1.50	0.15~0.30
SCM435	0.33~0.38	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	0.15~0.30
SCM440	0.38~0.43	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	0.15~0.30
SCM445	0.43~0.48	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	0.15~0.30
SCM822	0.20~0.25	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	0.90~1.20	0.35~0.45
SNC236	0.32~0.40	0.15~0.35	0.50~0.80	0.030 以下	0.030 以下	1.00~1.50	0.50~0.90	_
SNC415	0.12~0.18	0.15~0.35	0.35~0.65	0.030 以下	0.030 以下	2.00~2.50	0.20~0.50	_
SNC631	0.27~0.35	0.15~0.35	0.35~0.65	0.030 以下	0.030 以下	2.50~3.00	0.60~1.00	_
SNC815	0.12~0.18	0.15~0.35	0.35~0.65	0.030 以下	0.030 以下	3.00~3.50	0.60~1.00	_
SNC836	0.32~0.40	0.15~0.35	0.35~0.65	0.030 以下	0.030 以下	3.00~3.50	0.60~1.00	_
SNCM220	0.17~0.23	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	0.40~0.70	0.40~0.60	0.15~0.25
SNCM240	0.38~0.43	0.15~0.35	0.70~1.00	0.030 以下	0.030 以下	0.40~0.70	0.40~0.60	0.15~0.30
SNCM415	0.12~0.18	0.15~0.35	0.40~0.70	0.030 以下	0.030 以下	1.60~2.00	0.40~0.60	0.15~0.30
SNCM420	0.17~0.23	0.15~0.35	0.40~0.70	0.030 以下	0.030 以下	1.60~2.00	0.40~0.60	0.15~0.30
SNCM431	0.27~0.35	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	1.60~2.00	0.60~1.00	0.15~0.30
SNCM439	0.36~0.43	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	1.60~2.00	0.60~1.00	0.15~0.30
SNCM447	0.44~0.50	0.15~0.35	0.60~0.90	0.030 以下	0.030 以下	1.60~2.00	0.60~1.00	0.15~0.30
SNCM616	0.13~0.20	0.15~0.35	0.80~1.20	0.030 以下	0.030 以下	2.80~3.20	1.40~1.80	0.40~0.60

#### 表 2-化学成分(続き)

単位 %

種類の記号	С	Si	Mn	P	S	Ni	Cr	Mo
SNCM625	0.20~0.30	0.15~0.35	0.35~0.60	0.030 以下	0.030 以下	3.00~3.50	1.00~1.50	0.15~0.30
SNCM630	0.25~0.35	0.15~0.35	0.35~0.60	0.030 以下	0.030 以下	2.50~3.50	2.50~3.50	0.50~0.70 a)
SNCM815	0.12~0.18	0.15~0.35	0.30~0.60	0.030 以下	0.030 以下	4.00~4.50	0.70~1.00	0.15~0.30
SACM645 b)	0.40~0.50	0.15~0.50	0.60 以下	0.030 以下	0.030 以下	0.25 以下	1.30~1.70	0.15~0.30

この表のすべての鋼材は、不純物として Cu が、0.30 %を超えてはならない。

受渡当事者間の協定によって鋼材の製品分析を行う場合,7.1 によって試験を行い,この表に対する許容変動値は,JIS G 0321 の表 4 による。

- 注*) SNCM630 の Mo は、受渡当事者間の協定によって、下限を 0.30 %としてもよい。
  - b) SACM645 の Al は, 0.70 %~1.20 %とする。

## 6 外観,形状,寸法及びその許容差

#### 6.1 熱間圧延棒鋼及び線材

#### 6.1.1 外観

熱間圧延棒鋼及び線材の外観は、仕上げ良好で、使用上有害なきずがあってはならない。ただし、コイル状で供給される鋼材は、一般に検査によって全長にわたってのきずの検出は困難であり、また、その除去の機会がないため、正常でない部分を含むことがある。したがって、正常でない部分の取扱いについては、受渡当事者間の協定による。

## 6.1.2 きず取り基準及び残存きずの深さの許容限度

きず取り基準及び残存きずの深さの許容限度は、次による。

a) 一般鍛造用棒鋼 一般鍛造用棒鋼のきず取りは滑らかに行い、呼称寸法からのきず取り深さの許容限度は、呼称寸法の4%以下(ただし、最大値5 mm)とする。また、きず取り跡の幅の合計は、同一断面において周の1/4以下とする。ただし、寸法許容差内にあるきず取り部分は、きず取り跡とはみなさない。

残存きずの深さの許容限度については、受渡当事者間の協定による。

b) **直接切削用丸鋼** 直接切削用丸鋼のきず取りは、通常、行わない。行う場合のきず取り基準は、受渡 当事者間の協定による。直接切削用丸鋼の呼称寸法からのきずの深さの許容限度は、表3による。

表 3-直接切削用丸鋼(熱間圧延棒鋼)の呼称寸法からのきずの深さの許容限度

径	呼称寸法からのきずの深さの許容限度				
mm					
16 未満	呼称寸法の4 %以下。ただし,最大値 0.5 mm				
16 以上 50 未満	呼称寸法の3 %以下。ただし,最大値 1.0 mm				
50 以上 100 未満	呼称寸法の2 %以下。ただし,最大値 1.5 mm				
100 以上	呼称寸法の 1.5 %以下。ただし,最大値 3.0 mm				

c) 冷間引抜用棒鋼 冷間引抜用棒鋼のきず取りは滑らかに行い,寸法許容差の下限からのきず取り深さの限度は,表4による。残存きずの深さの許容限度は,受渡当事者間の協定による。

表 4-冷間引抜用棒鋼(熱間圧延棒鋼)の寸法許容差下限からのきず取り深さの限度

径又は対辺距離	寸法許容差下限からのきず取り深さの限度					
mm						
16 未満	0.15 mm					
16 以上 50 未満	呼称寸法の1 %以下。ただし,最大値 0.35 mm					
50 以上 100 未満	呼称寸法の 0.7 %以下。ただし,最大値 0.50 mm					
100 以上 130 以下	呼称寸法の 0.5 %以下。					

- d) その他の棒鋼 その他の棒鋼で、きず取りが必要な場合は、受渡当事者間の協定による。
- e) 線材 線材のきずの深さの許容限度は、受渡当事者間の協定による。

## 6.1.3 標準寸法

熱間圧延棒鋼(丸鋼,角鋼,六角鋼)及び線材の標準寸法は、表5による。

#### 表 5-熱間圧延棒鋼及び線材の標準寸法

単位 mm

	丸	鋼(径	:)		角鋼	(対辺距	離)	六角鋼(5	対辺距離)	線	材(径)	
(10)	22	42	85	160	40	95	200	(12)	41	5.5	(15)	30
11	(24)	44	90	(170)	45	100		13	46	6	16	32
(12)	25	46	95	180	50	(105)		14	50	7	(17)	34
13	(26)	48	100	(190)	55	110		17	55	8	(18)	36
(14)	28	50	(105)	200	60	(115)		19	60	9	19	38
(15)	30	55	110		65	120		22	63	9.5	(20)	40
16	32	60	(115)		70	130		24	67	(10)	22	42
(17)	34	65	120		75	140		27	71	11	(24)	44
(18)	36	70	130		80	150		30	(75)	(12)	25	46
19	38	75	140		85	160		32	(77)	13	(26)	48
(20)	40	80	150		90	180		36	(81)	(14)	28	50
注記	括弧付き	ミ以外の	標準寸污	よの適用:	が望まし	しい。				•		

#### 6.1.4 形状及び寸法の許容差

熱間圧延棒鋼及び線材の形状及び寸法の許容差は、次の a)~c)による。ただし、熱処理を施した熱間圧 延棒鋼及び線材には適用しない。

a) 熱間圧延丸鋼及び角鋼の形状及び寸法の許容差は、表6による。

#### 表 6-熱間圧延丸鋼・角鋼の形状及び寸法の許容差

項目		形状及び寸法の許容差					
径又は対辺距離の許容差	±1.5 %。ただし	±1.5 %。ただし,許容差の最小値は,±0.4 mm とする。					
偏径差又は偏差	径又は対辺距離の	D寸法許容差の範囲の 70 %以下とする。					
長さの許容差	長さ7m以下	+40 0 mm					
	長さ7mを超え	長さ 1 m 又はその端数を増すごとに上記のプラス側許容差に 5					
	るもの	mm を加える。マイナス側許容差は 0 mm とする。					
角の丸み (R)	一般に対辺距離の	D 10~20 %とする。					
ねじれ	実用の範囲内とす	ける。					
曲がり	1 m につき 3 mm	以下とし,全長に対しては 3 mm× <mark>長さ(m)</mark> 以下とする。					
計画 原名羊レは も何のほ	コード ボボル・ナリナフ 夕	の具土は大具木はの羊をいる。原羊をは、各種の目、塩毒におけ					

注記 偏径差とは、丸鋼の同一断面における径の最大値と最小値の差をいう。偏差とは、角鋼の同一断面における対辺距離の最大値と最小値との差をいう。

b) 熱間圧延六角鋼の形状及び寸法の許容差は,表7による。

#### 表 7-熱間圧延六角鋼の形状及び寸法の許容差

		対辺距離							
	項目	mm							
		19 未満	19 未満 19 以上 32 未満 32 以上 55 未満 55						
対辺距離の	)許容差 mm	±0.7	±0.8	±1.0	±1.2				
偏差 mm		1.0 以下	1.1 以下	1.4 以下	1.7 以下				
長さの許 容差	長さ7m以下	+40 0 mm							
	長さ 7 m を超えるも の	長さ1 m 又はその端数を増すごとに上記のプラス側許容差に5 mm を加える。 マイナス側許容差は0 mm とする。							
ねじれ		中田の新田内レオス							
曲がり		1 m につき 3 mm 以下とし、全長に対しては 3 mm x 長さ(m) 以下とする。							
注記 偏差	<b>きとは,六角鋼の同一断</b>	面における対辺距離	の最大値と最小値の	差をいう。					

c) 熱間圧延線材の寸法の許容差は,表8による。

#### 表 8-熱間圧延線材の寸法の許容差

単位 mm

径	偏径差
15 以下	0.4 以下
15 を超え 25 以下	0.5 以下
25 を超え 32 以下	0.6 以下
32 を超え 50 以下	0.7 以下
25 を超え 32 以下	0.6 以下

径が 50 mm を超える場合は,受渡当事者間の協定による。

注記 偏径差とは,線材の同一断面における径の最大値と最小値の差をいう。

#### 6.2 熱間圧延鋼板及び鋼帯並びに冷間圧延鋼板及び鋼帯

#### 6.2.1 外観

熱間圧延鋼板及び鋼帯の外観は, JIS G 3193 の箇条 7(外観)による。冷間圧延鋼板及び鋼帯の外観は, JIS G 3141 の 12.(外観)による。

#### 6.2.2 きず取り基準

熱間圧延鋼板のきず取り基準は、JIS G 3193 の箇条 7 (外観) の c) による。ただし、溶接補修の適用及び残存きずの許容限度については、受渡当事者間の協定による。

#### 6.2.3 標準寸法

熱間圧延鋼板及び鋼帯の標準寸法は、JIS G 3193 の箇条 4(標準寸法)による。冷間圧延鋼板及び鋼帯の標準寸法は、JIS G 3141 の 7. (標準寸法) による。

#### 6.2.4 形状及び寸法の許容差

熱間圧延鋼板及び鋼帯並びに冷間圧延鋼板及び鋼帯の形状及び寸法の許容差は, JIS G 3193 の箇条 5(形状及び寸法の許容差)による。ただし,冷間圧延鋼板及び鋼帯の厚さの許容差は JIS G 3141 の表 14(厚さ許容差 A)による。その厚さの測定箇所は、ミルエッジの場合は縁から 25 mm 以上内側の任意の点、カットエッジの場合は縁から 15 mm 以上内側の任意の点とし、厚さの許容差は、鋼帯の両端の正常でない部分には適用しない。

#### 6.3 熱間圧延平鋼

#### 6.3.1 外観

熱間圧延平鋼の外観は, JIS G 3194 の 10. (外観) の a)による。

#### 6.3.2 きず取り基準

熱間圧延平鋼のきず取り基準は、JIS G 3194 の 10. (外観) の b)による。ただし、溶接補修の適用及び 残存きずの許容限度については、受渡当事者間の協定による。

#### 6.3.3 標準寸法

熱間圧延平鋼の標準寸法は、JIS G 3194 の 5. (標準寸法) による。

#### 6.3.4 形状及び寸法の許容差

熱間圧延平鋼の形状及び寸法の許容差は, JIS G 3194 の 7. (形状及び寸法の許容差) による。

#### 6.4 その他の鋼材

6.1~6.3 以外の鋼材の外観,きず取り基準,残存きずの許容限度,形状,寸法及びその許容差については、受渡当事者間の協定による。

#### 7 試験

#### 7.1 分析試験

分析試験は,次による。

- a) 化学成分は溶鋼分析によって求め、分析試験の一般事項及び溶鋼分析試料の採り方は、JIS G 0404 の 8. (化学成分) による。
- b) 製品分析試料の採り方は、JIS G 0321 の 4. (分析用試料採取方法) による。
- c) 溶鋼分析の方法は, JIS G 0320 による。製品分析の方法は, JIS G 0321 による。

#### 7.2 その他の試験

受渡当事者間の協定によって注文者は、次の試験を指定してもよい。ただし、供試材の採り方、試験方法などについて、あらかじめ製造業者と協定しなければならない。

磁粉探傷,超音波探傷,脱炭層深さ,非金属介在物,結晶粒度,機械的性質,焼入性,マクロ組織, 地きず,顕微鏡組織

なお、顕微鏡組織を除く試験方法は、それぞれ次による。

磁粉探傷 JIS Z 2320-1

超音波探傷 JIS G 0901, JIS Z 2344

脱炭層深さJIS G 0558非金属介在物JIS G 0555結晶粒度JIS G 0551

機械的性質 JIS Z 2241,JIS Z 2242,JIS Z 2243,JIS Z 2244,JIS Z 2245

焼入性 JIS G 0561 マクロ組織 JIS G 0553 地きず JIS G 0556

顕微鏡組織検査の試験方法は、受渡当事者間の協定による。

#### 8 検査

検査は、次による。

- a) 検査の一般事項は、JIS G 0404 の規定による。
- b) 化学成分は、箇条5に適合しなければならない。
- c) 外観,形状,寸法及びその許容差は, 箇条 6 に適合しなければならない。
- d) その他の検査。7.2 に規定する試験のいずれかを実施した場合は、受渡当事者間の協定によって合意した合否判定基準に適合しなければならない。

#### 9 表示

検査に合格した鋼材は、鋼材ごとに次の項目を適切な方法で表示しなければならない。ただし、鋼板、 鋼帯、平鋼及び径又は対辺距離が 30 mm 未満の棒鋼の場合は、これを結束して 1 結束ごとに適切な方法で 表示してもよい。径又は対辺距離が 30 mm 以上の棒鋼の場合は、受渡当事者間の協定によって、これを結 束して 1 結束ごとに適切な方法で表示してもよい。

なお、受渡当事者間の協定によって、次の項目の一部を省略してもよい。

- a) 種類の記号。冷間圧延鋼板又は鋼帯の場合は、種類の記号の後に-C を表示する。ただし、受渡当事者間の協定によって、-C を省略してもよい。
- b) 溶鋼番号又は製造番号
- c) 製造業者名又はその略号
- d) 寸法。寸法の表し方は, JIS G 3141, JIS G 3191, JIS G 3192, JIS G 3193 及び JIS G 3194 による。ただし, 線材の寸法の表し方は, JIS G 3191 のバーインコイルの寸法の表し方による。

#### 10 報告

報告は、JIS G 0404 の 13. (報告) による。ただし、注文時に特に指定がなければ、検査文書の種類は JIS G 0415 の表 1 (検査文書の総括表) の記号 2.3 (受渡試験報告書) 又は 3.1.B (検査証明書 3.1.B) とする。

なお、8d) についての報告は、受渡当事者間の協定による。

# 附属書 JA

## (参考)

## JIS と対応する国際規格との対比表

JIS G 4053: 2008 機械構造用合金鋼鋼材				ISO 683-1:1987, Heat-treatable steels, alloy steels and free-cutting steels—Part 1: Direct-hardening unalloyed and low-alloyed						
			wrought steel in form of different black products							
				ISO 683-10:1987, Heat-treatable steels, alloy steels and free-cutting steels—Part 10: Wrought nitriding steels						
			ISO 6	83-11:1987, Heat-treatable steels	s, alloy steels	and free-cutting steels-Part 11: Wro	ought case-hardening steels			
(I) <b>JIS</b> の規算	宦	(II)	(Ⅲ) [	国際規格の規定	(N)JIS と	国際規格との技術的差異の箇条	(V)JIS と国際規格との技術的差			
		国際規格番			ごとの評価	<b>汲びその内容</b>	異の理由及び今後の対策			
<b>箇条番号及</b>	内容	号	箇条	内容	箇条ごと	技術的差異の内容				
び名称	114		番号	l Litt	の評価	技術中3左共の73春				
1 適用範囲	熱間圧延, 熱間鍛	ISO 683-1	1	対象製品:炭素鋼又は低合	削除	   規格体系が異なる。	JIS の体系は、"一つの鋼種に対し			
- ,2,1,12,	造一更に加工(鍛	ISO 683-10		金の半製品,棒鋼,線材,	14474	ISO 規格は、熱処理用途ごと。	て複数の熱処理が行われて使用			
	造,切削など)—	ISO 683-11		熱間圧延鋼板,鍛鋼		JIS は,熱処理用途に関係なく	される。"ことを配慮。国内使用			
	熱処理(焼入焼戻			対象熱処理:		鋼種ごと。	者は,自らの用途に応じた材料選			
	し,焼ならし,浸			・Q-T 又はオーステンパー,		ただし, 実質の適用範囲は, ほ	択,熱処理選択になじんでおり,			
	炭焼入れ,窒化処			部分的には焼ならし機械部		ぼ同等。	その意味では現行の鋼種ごとの			
	理など)して機械			品用。			規格体系の方が,自由度が大きく			
	構造用に使用され			・はだ焼機械部品用			(別の言い方をすると,緩い規			
	る合金鋼鋼材。鋼			・窒化処理した機械部品用			制),好ましい。規格を鋼種ごと			
	板・鋼帯は厚さに						にもつ利点は、今後とも ISO に提			
	よっては、冷間圧						案していく。			
	延したものを含									
	<b>ඊ</b> .				_					
2 引用規格										
3 種類及び	JIS 記号体系によ			ISO 規格体系による。	変更	JIS, ISO 規格の記号体系が異	各国は、それぞれの記号体系をも			
記号	3.					なる。	ち、それらはその市場に定着して			
	40 種類を規定。						いる。2003年に制定された			
							ISO/TS 4949 は, 各国それぞれの			
							記号体系に従うことを認めてい			
							る。			

(I) <b>JIS</b> の規定		(Ⅱ) 国際規格番	(Ⅲ) [	国際規格の規定		国際規格との技術的差異の箇条 i及びその内容	(V) <b>JIS</b> と国際規格との技術的差 異の理由及び今後の対策
箇条番号及 び名称	内容	号	箇条 番号	内容	箇条ごと の評価	技術的差異の内容	X - 12 - 72 - 74 - 74 - 74 - 74 - 74 - 74 - 7
4 製造方法	・キルド鋼 ・鍛錬成形比 4S 以 上 ・指定のない限り 圧延又は鍛造のま ま。 鋼板・鋼帯は受で 当事者間協ご/ も も も も も も も は い で で で の の を の を の を の を の を の を の を の を		5.1	・キルド鋼 ・出荷状態:基本は、圧延 のままであるが、協定によ って熱処理は焼なまし等、 表面処理は、酸洗等取り決 められるようになっている (言わば、オプション事項 を提示)。	変更	・出荷状態の基本は、JIS、ISO 規格とも熱間圧延のまま。 ・ISO 規格は、当事者間の協定 による特別条件も記載。 ・JIS は、鍛錬成形比を規定。	オプション事項をJIS に規定するかどうかは、JIS の規格体系に係る全体的な課題。ただし、この点から取引の本質的差異は、生じないと考える。
5 化学成分	7 鋼種 (Mn, Mn-Cr, Cr, Cr-Mo, Ni-Cr, Ni-Cr-Mo, Al-Cr-Mo 鋼)40 種類の鋼材を 規定		5.2	ISO 規格の3規格で39種類の機械構造用合金鋼鋼材を規定。	追加	同等鋼種は,12 種類。 その他の ISO 鋼種は,別鋼種 で国内市場では使われていな い成分規定である。	左記の JIS, ISO 規格類似の 12 種類について, 品質レベルを下げず, かつ, 無意味なコストアップにならない範囲で JIS を規定。品質劣化につながる P, S(JIS:0.030以下, ISO 規格:0.035以下)は, 次回見直し時, ISO に改正提案する。整合していない鋼種は今後見直しの都度必要に応じて改正提案をしていく。
6 外観, 形 状,寸法及び その許容差	外観, きず取り基準, 標準寸法及び 形状・寸法許容差 についてそれぞれ 規定		5.6 5.7	表面品質及び脱炭形状,寸法及びその許容差	変更	ISO 規格の脱炭の規定を除い て内容的にはほぼ同じである。	現行 JIS 規定内容は、国内の製造者と使用者の協議の結果決められたもの。ISO 規格の規定範囲内としてそのまま踏襲。
7 試験	分析試験(溶鋼分析及び製品分析), その他試験について規定		5.2	化学成分, 硬さ, 機械的性 質	削除	ISO 規格では、熱処理を要求した鋼材について硬さ及び機械的性質(引張試験、衝撃試験)を規定している。	化学分析については同じである。 熱処理材の硬さ及び機械的性質 については、7.2 その他の試験で 規定している。

(I) <b>JIS</b> の規定		(11)	(Ⅲ)国際規格の規定		(IV)JIS と国際規格との技術的差異の箇条		(V)JIS と国際規格との技術的差
		国際規格番			ごとの評価	i及びその内容	異の理由及び今後の対策
箇条番号及	内容	号	箇条	内容	箇条ごと	技術的差異の内容	
び名称			番号		の評価		
8 検査	化学成分,外観		6	検査, 試験製品の適合性	変更	JIS では,化学成分,外観,寸	JIS は機械構造用合金鋼として適
	形状・寸法及びそ		5.7	形状,寸法許容差		法及びその許容差以外の試験・	した材料を提供することに主眼
	の許容差		5.3	焼きなまし後の最大硬さを		検査については,受渡当事者間	を置いているため、使用者が行う
	その他の検査:そ			規定。		の協定としており, 具体的な数	熱処理後の材料の特性について
	の他の検査は、受		5.4	せん断性を規定		値についても規定していない。	は特に規定していない。その理由
	渡当事者間協定に					一方,ISO 規格は,焼入性,硬	は使用者側で実施される焼入焼
	よる。					さ, せん断性, 熱処理後の引張	戻し後の機械的性質は, 設備や焼
	(その他の検査項		5.5	結晶粒度,非金属介在物		試験,シャルピー衝撃特性の規	入れ処理技術に大きく影響され
	目)					定がある。	るため,その機械的性質の規定値
	磁粉探傷,超音波		5.6	内部組織(超音波探傷試験)			を規定するのは,かえって,誤解
	探傷, 脱炭層深さ,			表面品質,脱炭			を招くおそれがあるためである。
	非金属介在物, 才						一方,ISO 規格は,熱処理後の材
	ーステナイト結晶						料特性まできめ細かく規定して
	粒度,機械的性質,						いるが, 上述のように使用者の設
	焼入性,マクロ組						備や技術能力によって特性が異
	織,地きず,顕微						<b>  なるため, ISO 規格の一律の値設  </b>
	鏡組織						定には問題がある。したがって,
							JIS は,従来どおり規定しない。
9 表示	種類の記号,溶鋼		7	協定による。	変更	JIS は、具体的に規定してい	
	番号,製造業者名,					る。ISO 規格は,受渡当事者間	
	寸法					の協定による。	
10 報告	基本的な報告様式			協定による。	追加	JIS は、具体的に規定してい	
	を規定					る。ISO 規格は,受渡当事者間	
						の協定による。	

JIS と国際規格との対応の程度の全体評価: ISO 683-1: 1987, ISO 683-10: 1987, ISO 683-11: 1987, MOD

注記 1	<b>箇条ごとの評価欄の用語の意味は</b> ,	次による
ᄺᇟᅥ	四木して7年間欄7月m72点外は,	クバーかつに

- 削除………」国際規格の規定項目又は規定内容を削除している。
- 追加………国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。
- 変更………」際規格の規定内容を変更している。
- 注記2 JISと国際規格との対応の程度の全体評価欄の記号の意味は、次による。
  - MOD 国際規格を修正している。